

平成29年度

第2回 石狩市都市計画審議会

平成29年10月26日(木)

建設水道部 建設総務課

本日の案件

石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例 第5条第1項ただし書の規定に基づく建築物の建築許可について

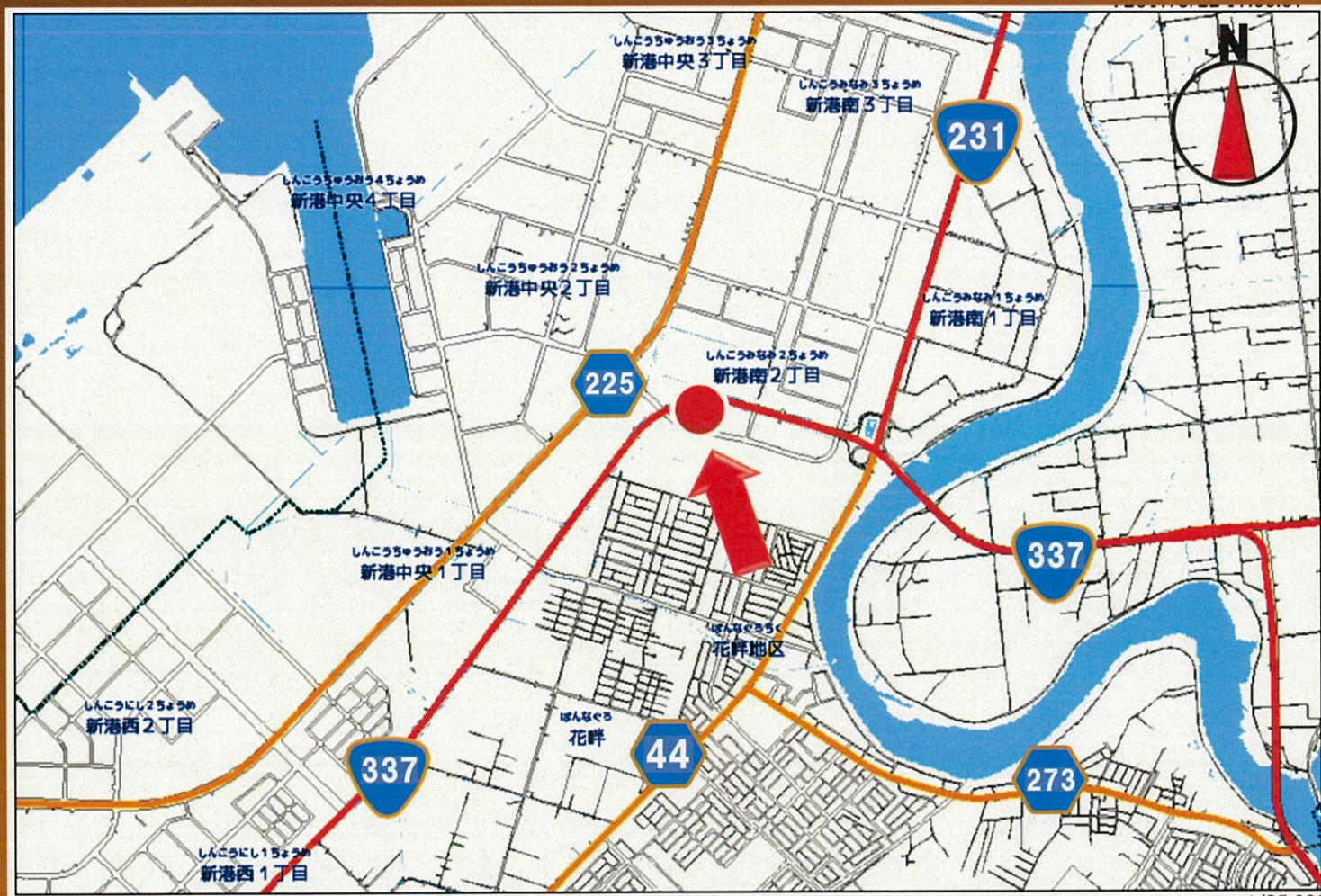
申請理由

- 申請地は石狩湾新港地域、申請建築物はホテルである
- 石狩湾新港地域には、当該地区の活性化や振興を図るため、土地利用の基本的な方針を定めた「石狩湾新港地域土地利用計画」が北海道により策定されている
- 市では、新港地域の土地利用計画に基づき、「石狩市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例」を制定し、建築できる建築物を制限している
- 当該申請地へのホテル建築は、この条例の規定により「石狩市都市計画審議会」の意見を聴いた上で、市長による許可が必要であるため

申請概要

- 申請者： 大阪府堺市西区上野芝向ヶ丘町3丁目11-17
株式会社フジウエル 代表取締役 藤本 信一郎
- 代理人： 株式会社スーパーホテル
- 申請地： 石狩市新港南2丁目731-2の内
敷地面積 7,299.99m² (2,208.2坪)
- 申請内容： ホテル建設
- 建築物の概要
 - 1) 規模・構造： 鉄骨造4階建て
 - 2) 建築面積： 1,201.97m² 延べ面積： 3,323.58m²
 - 3) 客室： 106室 最大定員： 318人

申請地



補 足 事 項

- ① 建築予定として購入する土地7,300m²については、ホテルのほかホテル利用者の宿泊環境や利便性を向上させるため、土地利用制限で建築可能な範囲の飲食店の建設も検討している
- ② 将来は、ホテル運営の状況に応じて、ホテル増築の可能性も検討している